みなと桜寿 サービス利用料金

令和6年11月1日現在

サービス利用料金は、介護保険法令に定める介護給付費(介護報酬)と、介護保険の給付対象とならない金額の合計額になります。また、利用者負担の減免制度などの対象者である場合は、その認定に基づいた負担額になります。

(1) 基本報酬(1ヶ月につき)

亚 人 <i>类</i> (************************************	同一建物居住者以外		同一建物居住者	
要介護度等	基本利用料	自己負担額(1割)	基本利用料	自己負担額(1割)
要支援1	34,500円	3,450円	31,090円	3, 109円
要支援2	69,720円	6,972円	62,810円	6,281円
要介護1	104,580円	10,458円	94,230円	9,423円
要介護 2	153,700円	15,370円	138,490円	13,849円
要介護3	223,590円	22, 359円	201,440円	20,144円
要介護4	246,770円	24,677円	222, 330円	22, 233円
要介護 5	272,090円	27, 209円	245,160円	24,516円

- ※ 上記の自己負担額は、負担割合が1割の場合です。一定以上所得のある方は、基本利用料の2割又は3割が自己負担額となります。
- ※ 上記の金額は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改訂された場合には、これらの金額も自動的に改訂されます。その際、事前に新しい金額を書面でお知らせします。
- ※ 月の途中から登録した場合、又は、月途中で登録を終了した場合には、登録期間に応じて日割り計算した料金をお支払いいただきます。
- ※ 登録日とは、利用者に当事業所が実際にサービスの提供を開始した日であり、登録終了日とは、利用者と 当事業所の利用契約を終了した日となります。

(2) 初期加算(1日につき)

項目	加算要件	自己負担額(1割)
知地中间答	登録した日から起算して30日以内の期間、又は30日を	2 A M
初期加算	超える入院後に利用を再び開始した場合	30円/目

(3) その他の加算(1ヶ月につき)

項目	加算要件	自己負担額(1割)
看護職員配置加算(Ⅱ)	常勤かつ専従の准看護師を1名以上配置している(介護予 防を除く)	700円/月
サービス提供体制 強化加算(II)	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が50%以上である	6 4 0 円/月

介護職員等 処遇改善加算(I)	当該加算の算定要件を満たした場合	(基本+各加算) ×14.9%
中山間地域等におけ る小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所が、サービス 提供を行った場合 (豪雪地帯など)	基本報酬×10%
総合マネジメント 体制強化加算(I)	関係者が共同し介護計画の見直しを行う、利用者の状態に 応じ地域の行事や活動に参加しているなどの算定要件を満 たした場合	1,200円/月
認知症加算(Ⅱ)	日常生活自立度Ⅲ以上(介護予防を除く)	890円/月
科学的介護 推進体制加算	LIFE(科学的介護情報システム)の活用により科学的 裏付けに基づいた介護を実践している場合	40円/月

(4) 口腔・栄養スクリーニング加算(1回につき)

項目	加算要件	自己負担額(1割)
口腔・栄養スクリーニング加算	6ヶ月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態に	20Ⅲ ∕⊞
	ついて確認を行なっている	2 0円/回

(5) 介護保険の給付対象にならない費用は、下記の金額になります。

項目	料 金
食事の提供に要する費用	朝食450円、昼食650円、おやつ100円、夕食550円
おむつ等の介護用品	実費
宿泊代	1泊 2,800円
通常の事業実施地域を越える送迎 及び訪問サービスの交通費	高速料金・関連交通機関利用料金の交通費実費
レクリエーション等の活動費	材料代や特別な行事の場合、実費をご負担いただく場合があります。
日常生活品(歯ブラシ等)の購入	代行して購入した場合、購入代金をご負担いただきます。
移送にかかる費用	通院や入院の移送を行った場合、車代等の実費相当額。
利用者負担が適当と認められる費用	テレビレンタル料1日100円、電気毛布電気料1日50円

※ 経済状況の著しい変化ややむを得ない事由がある場合、利用料金を変更することがあります。 その場合は、変更を行う1ヶ月前までに変更内容・変更理由についてご説明します。

(5) 利用料金の支払い方法

費用の請求について	利用料金等の費用は、実施したサービス提供に基づき利用月ごとに計算し、請求書により請求します。 請求書は、利用月の翌月10日頃にお届けします。
費用の支払いについて	原則として請求月の指定日に、請求書の合計金額を利用者の指定する金融機関
	の口座から自動引落しの方法とします。